

学部留学生、大学院留学生及び外国人招聘教員・有識者等の宿舎に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、「学部留学生及び大学院留学生に関する規程」第8条に規定する外国人宿舎の貸与について定めるものである。

(宿舎の所在地)

第2条 宿舎の名称及び所在地は次の通りとし、総じて以下「宿舎」という。

- (1) 「昭和大学15号館」東京都品川区旗の台六丁目8番7号
- (2) 「フラッグ (FLAG)」東京都品川区旗の台六丁目8番6号

(入居者)

第3条 第2条の宿舎に入居できる者は、学部留学生、大学院留学生及び外国人招聘教員・有識者等とする。

2 入居区分については別に定める。

(手 続)

第4条 宿舎への入居を希望する者は、指導教授等の推薦に基づき「宿舎入居申込書」を、国際交流センター長を通じ学長に提出しなければならない。ただし、過去に本細則の第8条及び第9条に抵触した場合には、申込みをすることはできない。

2 前項により申請があった者に対する宿舎入居の決定は、留学生委員会の審査に基づき各教授会又は各研究科教授会の審議を経て学長がこれを行う。

3 宿舎入居に関する事務手続及び外国人宿舎の管理は、学事部学事課国際交流係が行う。

(保 証 人)

第5条 宿舎入居に際しては所属の指導教授を保証人とし、保証人は入居者に関する一切の責任を負うものとする。

(入居期間)

第6条 宿舎への入居期間について、「昭和大学15号館」は原則として1年、「フラッグ (FLAG)」は原則として3カ月を限度とする。

(入居費用)

第7条 宿舎の使用料は無償とする。ただし、入居者が使用した光熱水道料については、「学部留学生及び大学院留学生に関する規程」第8条に規定する本学の奨学金受給者は入居者負担、奨学金受給者以外は大学負担とする。

(禁止行為)

第8条 入居者は次の行為をしてはならない。

- (1) 入居を許可された本人以外の者に外国人宿舎を使用させること
- (2) 転貸及びこれに類すること
- (3) 部屋を土足で使用すること
- (4) 騒音をたてること、又は騒音公害の原因になること

- (5) 部屋を清掃しないで不潔な状態にしていること
 - (6) 外国人宿舎内における営業又はこれに類すること
 - (7) 外国人宿舎内に危険物を搬入すること
 - (8) 動物を飼育すること
 - (9) 共有部分を個人使用すること
 - (10) ゴミを分別しないで捨てること
 - (11) 本来の使用目的以外の目的に使用すること
 - (12) 他人に迷惑を及ぼす政治的、経済的又は宗教活動をする事
 - (13) 許可なく工作物の新設又は模様替え等原状に変更を加えること
 - (14) 外国人宿舎を含む建物内の風紀秩序を乱す等共同生活に不相当と認められる行為をすること
 - (15) その他前各号に準ずる行為をすること
- (退 去)

第9条 入居者は次の各号の一に該当するときは、宿舎を明渡し速やかに退去しなければならない。

- (1) 入居許可期間が満了したとき
- (2) 前条の禁止行為に該当したとき
- (3) 「学部留学生及び大学院留学生に関する規程」第9条に該当したとき

(退 舎)

第10条 入居者が退舎する場合、1か月前までに学事部学事課国際交流係に連絡しなければならない。ただし、前条第2号、第3号により退舎する場合はこの限りではない。

2 入居者は、退舎するに当たっていかなる名目によるも金銭又は物品等を要求してはならない。

3 入居者は、退舎するに当たり私物やゴミを残さず、清掃した上で退舎しなければならない。

(損害賠償)

第11条 入居者は、その責に帰すべき事由により、建物・附属施設・備品等を毀損又は滅失したときは、これを原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(運 用)

第12条 宿舎の運用に関する重要な事項は、留学生委員会及び各学部教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。

附 則

- 1. この細則は、平成25年5月1日から施行する。
- 2. この細則の施行日をもって、「学部留学生、大学院留学生及び外国人招聘有識者の宿舎に関する細則」(平成24年4月1日施行)を廃止する。
- 3. この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 4. この細則の改正は、留学生委員会、各学部教授会及び各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。